

平成28年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
 - $$\text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$
 - $$\text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

現 行

9.86 ~ 10.21%

特定保険料率 (3.83%)
 基本保険料率 (6.03~6.38%)



平成28年3月賦課分～
 (平成28年4月納付分～)

9.79 ~ 10.33%

(3.67%)
 (6.12~6.66%)

※任意継続被保険者にあつては、平成28年4月分～